

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
 - 生活保護法による介護機関の指定……………（福祉保健局生活福祉部保護課）…二
 - 介護老人福祉施設の指定……………（福祉保健局高齢社会対策部施設支援課）…四
 - 介護老人福祉施設の辞退……………（同）…四
 - 東京港臨港地区における分区の変更……………（港湾局港湾経営部経営課）…四
 - 東京港港湾隣接地域の指定及び解除に関する公聴会の開催……………（同）…五
- 告示（公）**
- 警備業法第五十一条の診断を行う医師の指定……………七
 - 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四十一条の二の診断を行う医師の指定……………七
 - 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定……………七
- 規程（水）**
- 東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………八

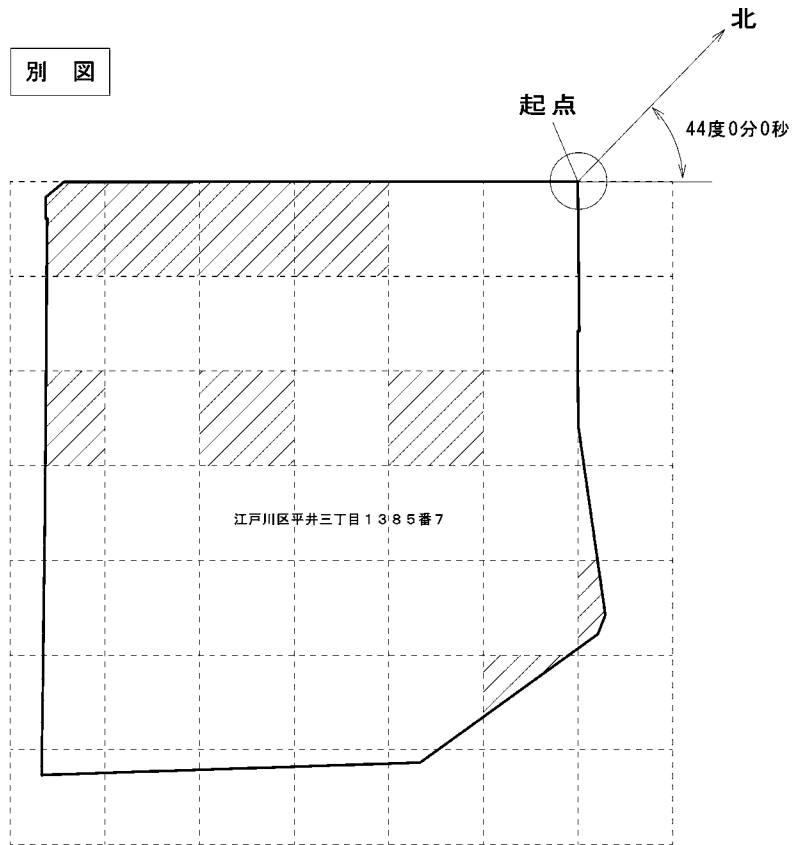
告示（水）

公告

告示

- 昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部改正……………八
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………八
 - ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…八
 - 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…二〇
- 東京都告示第五百二十二号**
- 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
- 令和二年十二月二十一日
- 東京都知事 小池百合子
- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江戸川区平井三丁目地内）
 - 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
 - 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】	
——	調査範囲
----	単位区画
////	形質変更時要届出区域

【起点】
 起点の位置は、X=-32984.873、Y=714.910とする。
 起点の座標は、測量法（昭和22年法律第188号）の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度（44度0分0秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十二月二十一日

東京都知事 小池 百合子

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1340754226	株式会社エムケイメディカル	東京都墨田区江東橋4-15-5	エンゼル薬局	東京都墨田区錦糸3-4-2	居宅療養管理指導	令和2年8月1日
1340754226	株式会社エムケイメディカル	東京都墨田区江東橋4-15-5	エンゼル薬局	東京都墨田区錦糸3-4-2	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1342355493	有限会社昭和堂	東京都江戸川区西瑞江3-4-4	昭和堂今井調剤薬局	東京都江戸川区江戸川3-39-47	居宅療養管理指導	令和2年8月1日
1342355493	有限会社昭和堂	東京都江戸川区西瑞江3-4-4	昭和堂今井調剤薬局	東京都江戸川区江戸川3-39-47	介護予防居宅療養管理指導	令和2年8月1日
1310438028	医療法人社団幸清会	東京都新宿区四谷1-2-30 第二四谷中村ビル3階	医療法人社団幸清会 四谷クリニック	東京都新宿区四谷1-2-30 第二四谷中村ビル3階	居宅療養管理指導	令和2年8月1日
1310438028	医療法人社団幸清会	東京都新宿区四谷1-2-30 第二四谷中村ビル3階	医療法人社団幸清会 四谷クリニック	東京都新宿区四谷1-2-30 第二四谷中村ビル3階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1375401062	株式会社ケア21	大阪府大阪市北区堂島2-2-2	ケア21 西東京	東京都西東京市田無町3-3-8 共栄ビル3階	居宅介護支援	令和2年8月1日
1312231892	医療法人社団高志会	東京都葛飾区四つ木1-47-12	医療法人社団高志会 よつぎ整形 外科内科	東京都葛飾区四つ木1-47-12 ハルメ ディカルビル	訪問リハビリテーション	令和2年9月1日
1312231892	医療法人社団高志会	東京都葛飾区四つ木1-47-12	医療法人社団高志会 よつぎ整形 外科内科	東京都葛飾区四つ木1-47-12 ハルメ ディカルビル	介護予防訪問リハビリテーション	令和2年9月1日
1344351151	株式会社コスモ	埼玉県新座市東北1-7-2	コスモ薬局 一橋店	東京都小平市学園西町1-18-11	居宅療養管理指導	令和2年9月1日
1344351151	株式会社コスモ	埼玉県新座市東北1-7-2	コスモ薬局 一橋店	東京都小平市学園西町1-18-11	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1341054139	株式会社リバーサル	東京都中央区八重洲1-5-15	駒沢通り薬局	東京都目黒区中央町2-40-8 長瀬ビル1 階	居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1341054139	株式会社リバーサル	東京都中央区八重洲1-5-15	駒沢通り薬局	東京都目黒区中央町2-40-8 長瀬ビル1 階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1335440615	藤井 薫	東京都渋谷区松濤2-2-9	藤井かおる歯科医院	東京都西東京市住吉町4-8-6	居宅療養管理指導	令和2年8月1日

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1335440615	藤井 薫	東京都渋谷区松濤2-2-9	藤井かおる歯科医院	東京都西東京市住吉町4-8-6	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日
1313122298	柳川 清尊	東京都武蔵野市吉祥寺本町3-6-4	やながわ内科クリニック	東京都国分寺市泉町2-9-3 泉ビル3階	居宅療養管理指導	令和2年8月1日
1313122298	柳川 清尊	東京都武蔵野市吉祥寺本町3-6-4	やながわ内科クリニック	東京都国分寺市泉町2-9-3 泉ビル3階	介護予防居宅療養管理指導	令和2年11月1日

●東京都告示第千五百二十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十八条第一項第一号及び第八十六条第一項の規定により介護老人福祉施設を指定したので、同法第九十三条第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百二十五条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護福祉施設サービス

開設者の名称 施設の名称 施設の所在地 指定年月日

社会福祉法人 介護老人福祉施設 ラベ二子玉川 世田谷区瀬田 令和元年十月一日

社会福祉法人 特別養護老人ホーム上石神井 練馬区上石神井三丁目二番十八号 同日

社会福祉法人 ケアネット さくらほうむ 世田谷区弦巻三丁目三番十七号 令和二年一月一日

社会福祉法人 健誠会 特別養護老人ホーム 南麻布シニアガーデン アリス 港区南麻布四丁目六番十三号 令和二年三月一日

社会福祉法人 龍岡会 小石川ヒルサイドテラス 文京区春日二丁目四番八号 同日

社会福祉法人 ことぶき会 特別養護老人ホーム 三鷹げんき 三鷹市大沢四丁目十番五号 同日

社会福祉法人 あいの樹 Villa あい小平 小平市小川町一丁目三千十四番地の七 同日

社会福祉法人 東京令和館 中野区江古田 令和二年四月一日

社会福祉法人 社会福祉法人 特別養護老人ホーム ピオ 三鷹市井口一丁目十七番二十二号 同日

社会福祉法人 社会福祉法人 介護老人福祉施設ケアホーム葛飾 葛飾区小菅一丁目三十五番十号 同日

社会福祉法人 緑山会 特別養護老人ホーム小平グリーンてらす 小平市鈴木町一丁目九十九番地六 令和二年六月一日

社会福祉法人 上宮会 特別養護老人ホーム平成おおば上宮園 東村山市青葉町一丁目七番地七十五 同日

社会福祉法人 久盛会 特別養護老人ホーム誠心園 大田区西糀谷一丁目一番十二号 同日

社会福祉法人 三幸福祉会 特別養護老人ホーム 癒しの里 葛飾区西亀有三丁目十八番六号 令和二年八月一日

社会福祉法人 宝満福祉会 特別養護老人ホーム あおぞら緑小竹テラス 練馬区小竹町一丁目二十九番一号 令和二年九月一日

●東京都告示第千五百二十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十一条の規定により指定した介護老人福祉施設の指定の辞退があったので、同法第九十三条第二号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百三十五条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護福祉施設サービス 事業者の名称 施設の名称 施設の所在地 辞退年月日

三鷹市 三鷹市立特別養護老人ホームどんぐり山 三鷹市大沢四丁目八番八号 月三十一日

●東京都告示第千五百二十六号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定に基づき、東京港の臨港地区の分区分を次のように変更する。

なお、関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備え置いて縦覧に供する。

令和二年十二月二十一日

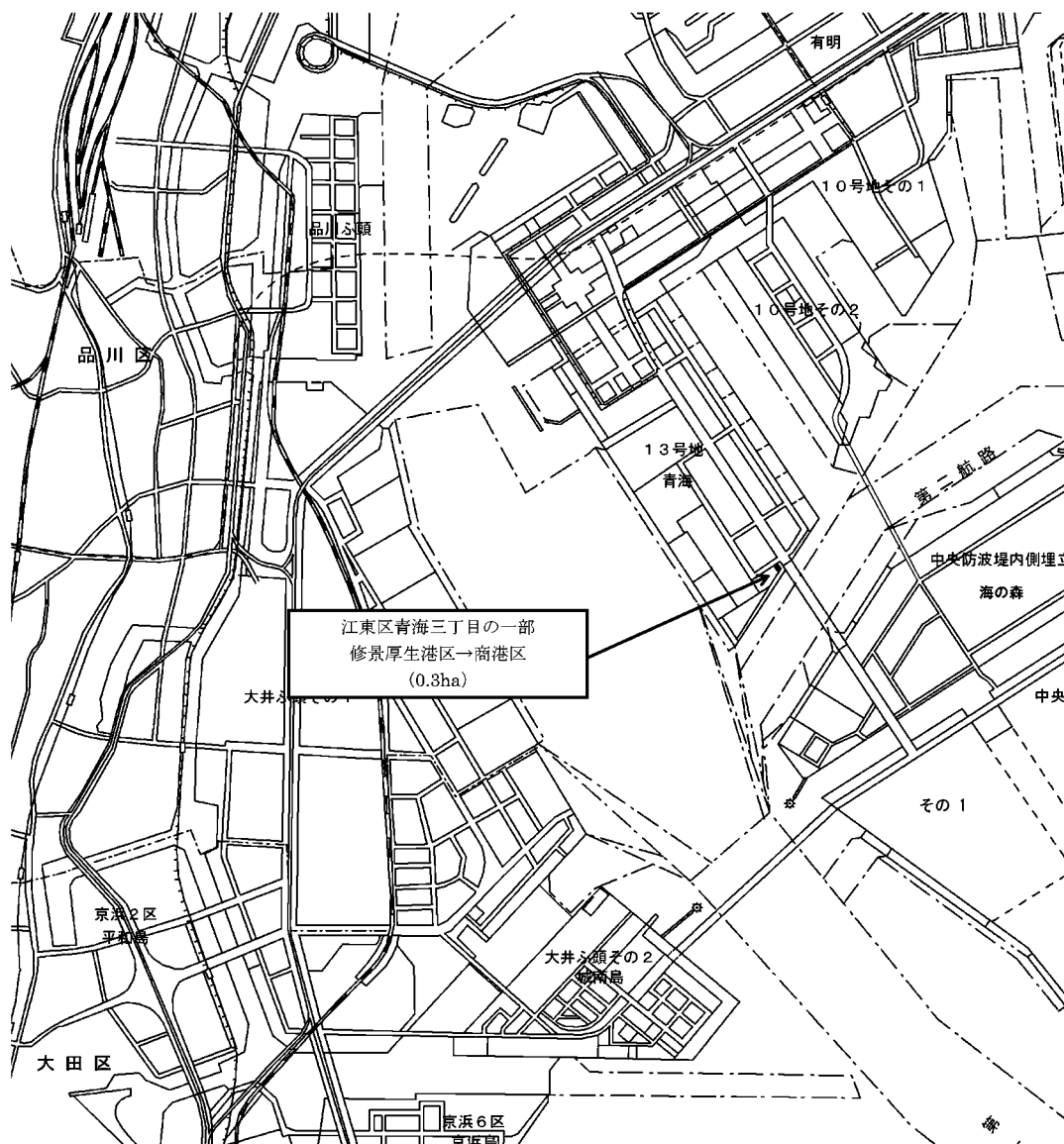
東京都港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小 池 百合子

新分区 旧分区

商港区 修景厚生港区 江東区青海三丁目の一部

東京港臨港地区分区の変更図



●東京都告示第千五百二十七号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の
第二項の規定により、東京港の港湾隣接地域の指定及び
指定解除に関する公聴会を次のとおり開催する。

令和二年十二月二十一日

東京港湾管理者 東京都
代表者 東京都知事 小池百合子

一日時

令和三年一月二十二日（金曜日）午前十時

二 場所

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都庁第二本庁舎八階港湾局八A会議室

三 指定及び指定解除しようとする地域（別図のとおり）

（一） 指定しようとする地域

江東区海の森二丁目埋立地の地先港湾区域に隣接する、幅員三十メートルの陸域

（二） 指定解除しようとする地域

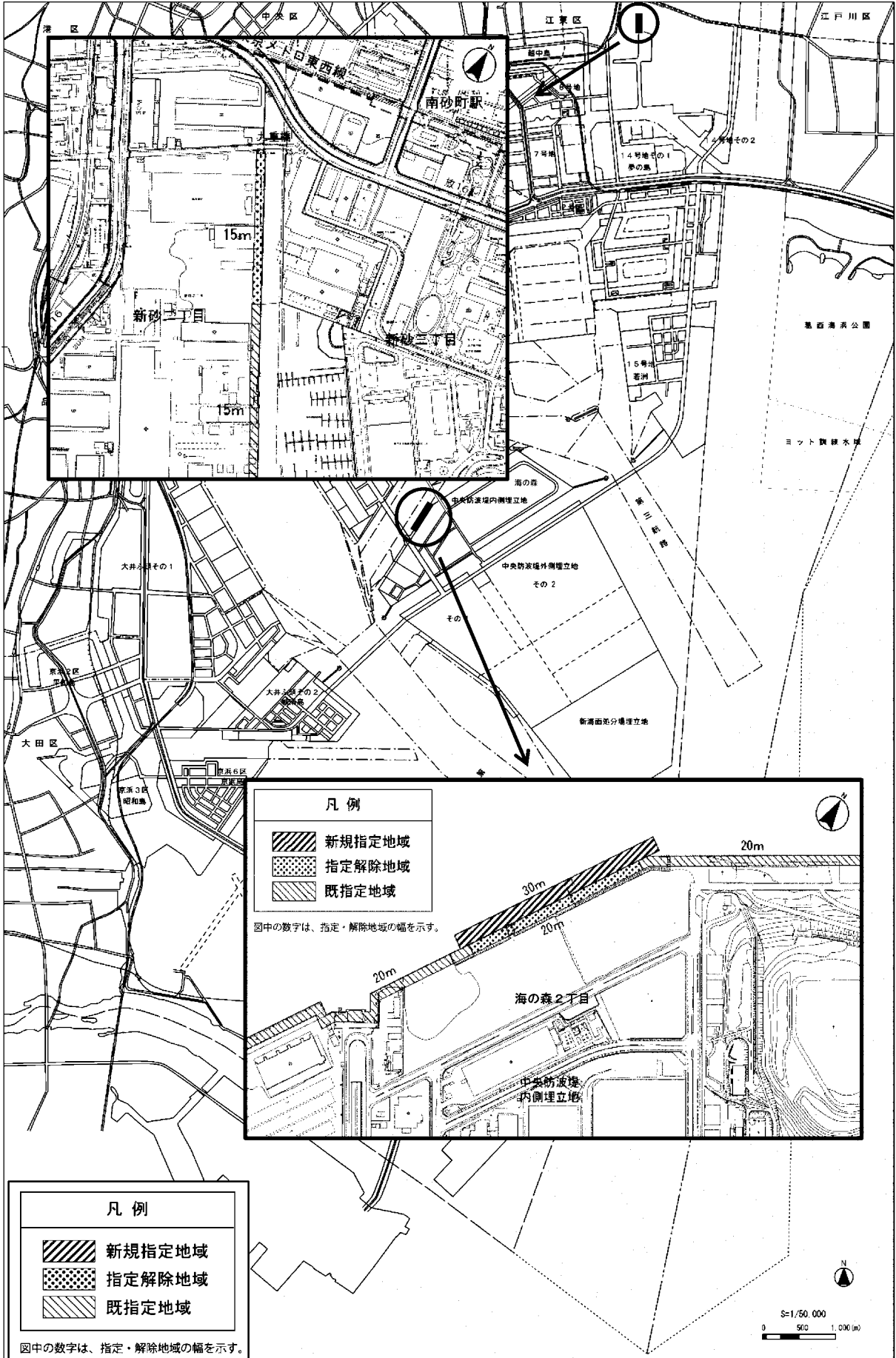
ア 江東区海の森二丁目埋立地のしゅん功に伴い港湾区域に隣接しなくなった地域
イ 江東区新砂二丁目埋立地のしゅん功に伴い港湾区域に隣接しなくなった地域

四 公述人の範囲

三に掲げる地域に利害関係を有する者

東京港港湾隣接地域の指定及び指定解除(案)

(別図)



S=1/50,000
0 500 1,000(m)

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第388号

警備業法第51条の診断を行う医師の指定に関する規則(平成17年東京都公安委員会規則第15号)第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

令和2年12月21日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
高橋あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号

●東京都公安委員会告示第389号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の2の診断を行う医師の指定に関する規則(平成17年東京都公安委員会規則第16号)第1条の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

令和2年12月21日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
高橋あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階

古川 俊一	東京警察病院	ビル7階 中野区中野四丁目22番1号
-------	--------	-----------------------

●東京都公安委員会告示第390号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の診断を行う医師の指定に関する規則(平成21年東京都公安委員会規則第14号)第1条の規定に基づき診断を行う医師として次の者を指定したので、同規則第2条の規定により告示する。

令和2年12月21日

東京都公安委員会

委員長 北 井 久美子

1 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第4条の3第2項の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
櫻井 博文	東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目7番1号
清水聰一郎	同 上	同 上
金高 秀和	同 上	同 上
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

2 次に掲げる法第12条の3の診断を行う医師

(1) 法第5条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者(銃砲刀剣類所持等取締法施行令(昭和33年政令第33号。以下「令」という。)第8条第3号に定める病気にかかっている者及び介護保険法(平成9年法律第123号)第5条の2第1項に規定する認知症

(以下「認知症」という。)である者を除く。)の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
高橋あけみ	高橋メンタルクリニック	渋谷区笹塚二丁目19番2号 TSK笹塚ビル7階
古川 俊一	東京警察病院	中野区中野四丁目22番1号
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

(2) 令第8条第3号に定める病気にかかっている者の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
大沼 佛一	医療法人社団むさしの国分寺クリニック	国分寺市本町四丁目1番9号 国分寺本町クリスタルビル3階
加藤 昌明	同 上	同 上

(3) 認知症である者の診断を行う医師

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
櫻井 博文	東京医科大学病院	新宿区西新宿六丁目7番1号
清水聰一郎	同 上	同 上
金高 秀和	同 上	同 上
石塚 卓也	医療法人社団碧水会 長谷川病院	三鷹市大沢二丁目20番36号

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第四十号

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

東京都水道局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

東京都水道局職員の給与に関する規程（昭和三十四年東京都水道局管理規程第十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中

特別寡婦

を 寡婦・ひとり親

に、

給与所得控除後の金額

を

給与所得控除後の金額
(所得金額調整控除後)

に改める。

附則

- 1 この規程は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の東京都水道局職員の給与に関する規程別記様式第一号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (水)

●東京都水道局告示第十一号

昭和四十六年東京都水道局告示第十五号（東京都水道局出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を

次のように改正し、令和三年一月一日から施行する。

令和二年十二月二十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

二 収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社第四銀行の項を次のように改める。

株式会社第四北越銀行

東京都に所在する店舗。ただし、口座振替の方法により収納する場合にあつては、日本国内で業務を営む全ての店舗

二 収納取扱金融機関の表(一)納入者から公金を収納する事務を行う機関の部株式会社北越銀行の項を削る。

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更に付いて届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和二年十二月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和二年十二月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名	RAYARD MIYASHITA PARK
二 店舗所在地	渋谷区神宮前六丁目二十番十号ほか
三 設置者名	三井不動産株式会社
四 設置者住所	中央区日本橋室町二丁目一番一号
五 変更前の店舗名	(仮称) 新宮下公園等整備事業 RAYARD MIYASHITA PARK
六 変更後の店舗名	RAYARD MIYASHITA PARK
七 変更前の店舗所在地	渋谷区神宮前六丁目二十番ほか
八 変更後の店舗所在地	渋谷区神宮前六丁目二十番十号ほか
九 変更前の小売業者の氏名又は名称	未定
十 変更後の小売業者の氏名又は名称	アデイダスジャパン株式会社ほか四十名
十一 変更日	令和二年八月二十九日ほか
十二 届出日	令和二年十一月二十六日
十三 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）
十四 縦覧期間	令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。
十五 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一 店舗名	有楽町センタービル

<p>二 店舗所在地 千代田区有楽町二丁目五番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社朝日新聞社ほか二名</p> <p>四 設置者住所 大阪府大阪市北区中之島二丁目三番十八号ほか</p>	<p>一 店舗名 渋谷地下街</p> <p>二 店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二番一号</p> <p>三 設置者名 渋谷地下街株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区渋谷二丁目十四番十三号</p> <p>五 変更前の店舗名 東急百貨店東横店東館・西館・渋谷駅西口ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 渋谷地下街</p> <p>七 変更前の店舗所在地 渋谷区渋谷二丁目二十四番一号</p> <p>八 変更後の店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二番一号</p>	<p>十八 縦覧時間 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社阪急阪神百貨店ほか八十三名</p> <p>六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社阪急阪神百貨店ほか八十六名</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社阪急阪神百貨店ほか二十六名</p>	<p>三 設置者住所 渋谷区渋谷二丁目十四番十三号</p> <p>四 設置者住所 東急百貨店東横店東館・西館・渋谷駅西口ビル</p> <p>五 変更前の店舗名 東急百貨店東横店東館・西館・渋谷駅西口ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 渋谷地下街</p> <p>七 変更前の店舗所在地 渋谷区渋谷二丁目二十四番一号</p> <p>八 変更後の店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二番一号</p>	<p>一 店舗名 第2武蔵野ビル</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目五番六号</p> <p>三 設置者名 三菱UFJ信託銀行株式会社</p> <p>四 設置者住所 千代田区丸の内一丁目四番五号</p> <p>五 変更前の店舗名 第2武蔵野ビル（コメ兵 新宿店）</p> <p>六 変更後の店舗名 第2武蔵野ビル</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社コメ兵</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 未定</p> <p>九 変更日 令和二年三月一日</p> <p>十 届出日 令和二年十一月三十日</p>
<p>八 変更前の小売業者の住所 大阪府大阪市中央区北浜三丁目五番二十九号日本生命淀屋橋ビル4F（株式会社パルグループホールディングス）ほか</p> <p>九 変更後の小売業者の住所 大阪府大阪市中央区道修町三丁目六番一号 京阪神御堂筋ビル10階（株式会社パルグループホールディングス）ほか</p>	<p>二 店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二番一号</p> <p>三 設置者名 渋谷地下街株式会社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区渋谷二丁目十四番十三号</p> <p>五 変更前の店舗名 東急百貨店東横店東館・西館・渋谷駅西口ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 渋谷地下街</p> <p>七 変更前の店舗所在地 渋谷区渋谷二丁目二十四番一号</p> <p>八 変更後の店舗所在地 渋谷区道玄坂二丁目二番一号</p>	<p>十二 縦覧期間 令和二年十一月三十日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十四 変更日 令和二年四月一日ほか</p> <p>十五 届出日 令和二年十一月三十日</p> <p>十六 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十七 縦覧期間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p>
<p>十 変更前の小売業者の代表者名 荒木 直也（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山口 俊比古（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十二 変更日 令和二年十月八日ほか</p> <p>十三 届出日 令和二年十一月二十六日</p>	<p>一 店舗名 株式会社東急百貨店</p> <p>二 店舗所在地 大石 次則</p> <p>三 設置者名 二橋 千裕</p> <p>四 設置者住所 大石 次則</p> <p>五 変更前の店舗名 大石 次則</p> <p>六 変更後の店舗名 大石 次則</p> <p>七 変更前の店舗所在地 大石 次則</p> <p>八 変更後の店舗所在地 大石 次則</p>	<p>九 縦覧時間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧期間 令和二年十一月三十日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山口 俊比古（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十二 変更日 令和二年十月八日ほか</p> <p>十三 届出日 令和二年十一月二十六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十五 縦覧期間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十六 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>二 店舗所在地 大石 次則</p> <p>三 設置者名 二橋 千裕</p> <p>四 設置者住所 大石 次則</p> <p>五 変更前の店舗名 大石 次則</p> <p>六 変更後の店舗名 大石 次則</p> <p>七 変更前の店舗所在地 大石 次則</p> <p>八 変更後の店舗所在地 大石 次則</p>	<p>九 縦覧時間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧期間 令和二年十一月三十日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十 変更前の小売業者の代表者名 荒木 直也（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山口 俊比古（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十二 変更日 令和二年十月八日ほか</p> <p>十三 届出日 令和二年十一月二十六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十五 縦覧期間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十六 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>一 店舗名 株式会社東急百貨店</p> <p>二 店舗所在地 大石 次則</p> <p>三 設置者名 二橋 千裕</p> <p>四 設置者住所 大石 次則</p> <p>五 変更前の店舗名 大石 次則</p> <p>六 変更後の店舗名 大石 次則</p> <p>七 変更前の店舗所在地 大石 次則</p> <p>八 変更後の店舗所在地 大石 次則</p>	<p>九 縦覧時間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧期間 令和二年十一月三十日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十 変更前の小売業者の代表者名 荒木 直也（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山口 俊比古（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十二 変更日 令和二年十月八日ほか</p> <p>十三 届出日 令和二年十一月二十六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十五 縦覧期間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十六 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>一 店舗名 株式会社東急百貨店</p> <p>二 店舗所在地 大石 次則</p> <p>三 設置者名 二橋 千裕</p> <p>四 設置者住所 大石 次則</p> <p>五 変更前の店舗名 大石 次則</p> <p>六 変更後の店舗名 大石 次則</p> <p>七 変更前の店舗所在地 大石 次則</p> <p>八 変更後の店舗所在地 大石 次則</p>	<p>九 縦覧時間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧期間 令和二年十一月三十日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十 変更前の小売業者の代表者名 荒木 直也（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山口 俊比古（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十二 変更日 令和二年十月八日ほか</p> <p>十三 届出日 令和二年十一月二十六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十五 縦覧期間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十六 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>一 店舗名 株式会社東急百貨店</p> <p>二 店舗所在地 大石 次則</p> <p>三 設置者名 二橋 千裕</p> <p>四 設置者住所 大石 次則</p> <p>五 変更前の店舗名 大石 次則</p> <p>六 変更後の店舗名 大石 次則</p> <p>七 変更前の店舗所在地 大石 次則</p> <p>八 変更後の店舗所在地 大石 次則</p>	<p>九 縦覧時間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧期間 令和二年十一月三十日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十 変更前の小売業者の代表者名 荒木 直也（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十一 変更後の小売業者の代表者名 山口 俊比古（株式会社阪急阪神百貨店）ほか</p> <p>十二 変更日 令和二年十月八日ほか</p> <p>十三 届出日 令和二年十一月二十六日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十五 縦覧期間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十六 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分</p>	<p>一 店舗名 株式会社東急百貨店</p> <p>二 店舗所在地 大石 次則</p> <p>三 設置者名 二橋 千裕</p> <p>四 設置者住所 大石 次則</p> <p>五 変更前の店舗名 大石 次則</p> <p>六 変更後の店舗名 大石 次則</p> <p>七 変更前の店舗所在地 大石 次則</p> <p>八 変更後の店舗所在地 大石 次則</p>	<p>九 縦覧時間 令和二年十二月二十一日から令和三年四月二十一日まで。ただし、</p> <p>十 縦覧場所 東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧期間 令和二年十一月三十日</p> <p>十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和二年十二月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 店舗名 鶴川台ショッピングセンター

二 店舗所在地 町田市真光寺一丁目二十五番一号

三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス

四 意見

ア 聴取者 町田市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 令和二年十二月三日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 令和二年十二月二十一日から令和三年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号 163-8001

定価 本号一箇月六、六〇〇円(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

